

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を積み増すとともに、同基金に基づく「緊急雇用創出事業」及び「重点分野雇用創造事業」を継続・拡充すること。また、当該事業要件の見直しや新たな支援制度の創設等、引き続き雇用対策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
さらに、平成23年度で終了した「ふるさと雇用再生特別基金事業」を復活させること。
2. 雇用者と就業者との需給ミスマッチ解消に資するため、地域の実情に応じた雇用対策の充実を図ること。
3. 高齢者の就労機会の拡大を図ること。また、シルバー人材センター事業について十分な財政措置を講じること。
4. 女性の就労機会の拡大を図ること。
5. 地域若者サポートステーションについて、委託期間を複数年度に改めるとともに、地域の実情を踏まえ、事業実施に係る費用について、十分な財政措置を講じること。
6. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を緩和し、設置の恒久化を可能とすること。
7. 外国語指導助手（ALT）を労働者派遣法で定める専門26業種に追加すること。
8. 東日本大震災関係について
被災地等の緊急雇用創出事業を継続・拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。